

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和五年三月六日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 起業者

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

代理人 中国地方整備局長 森戸 義貴

二 事業の種類

一般国道二号改築工事（岩国・大竹道路）（広島県大竹市小方二丁目地内から同市元町四丁目地内まで）

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等

収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県大竹市御園二丁目	一一二一番	田	公衆用道路	六七	一八六・二四二	一八六・二四（別紙のとおり）

四 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者不明  
ただし、

土地登記名義人（亡） 浜崎清相続人

持分六十分の四

（氏名） 立川 清美

（住所） 千葉県流山市平和台四丁目六七番地の一七

持分六十分の四

（氏名） 村上 しのぶ

（住所） 広島県広島市佐伯区五日市駅前二丁目一七番三二―一 号

持分六十分の四

（氏名） 濱崎 公實

（住所） 広島県大竹市立戸二丁目一番二二号

持分六十分の十二

（氏名） 濱崎 均

（住所） 広島県廿日市市丸石四丁目一番三七号

持分六十分の六

（氏名） 濱崎 清子

（住所） 広島県大竹市立戸三丁目一三番二七号

持分六十分の二

(氏名) 西本 みどり

(住所) 広島県廿日市市宮内一七八七番地

持分六十分の二

(氏名) 濱崎 秀通

(住所) 広島県大竹市立戸三丁目一三番二七号

持分六十分の二

(氏名) 濱崎 勝将

(住所) 山口県岩国市黒磯町一丁目六番九号 A

持分六十分の九

(氏名) 薮井 馨

(住所) 広島県廿日市市六本松二丁目二〇番四号

持分六十分の二

(氏名) 木元 忠誠

(住所) 広島県大竹市立戸三丁目二番七号

持分六十分の一

(氏名) 河野 智子

(住所) 広島県広島市安芸区中野三丁目五九番二五―七―二二号

持分六十分の十二

(氏名) 濱崎 道男

(住所) 千葉県松戸市大谷口二六五番地の一 オーベル新松戸二〇二号

又は大竹市

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 土地収用の裁決手続の開始を決定した日

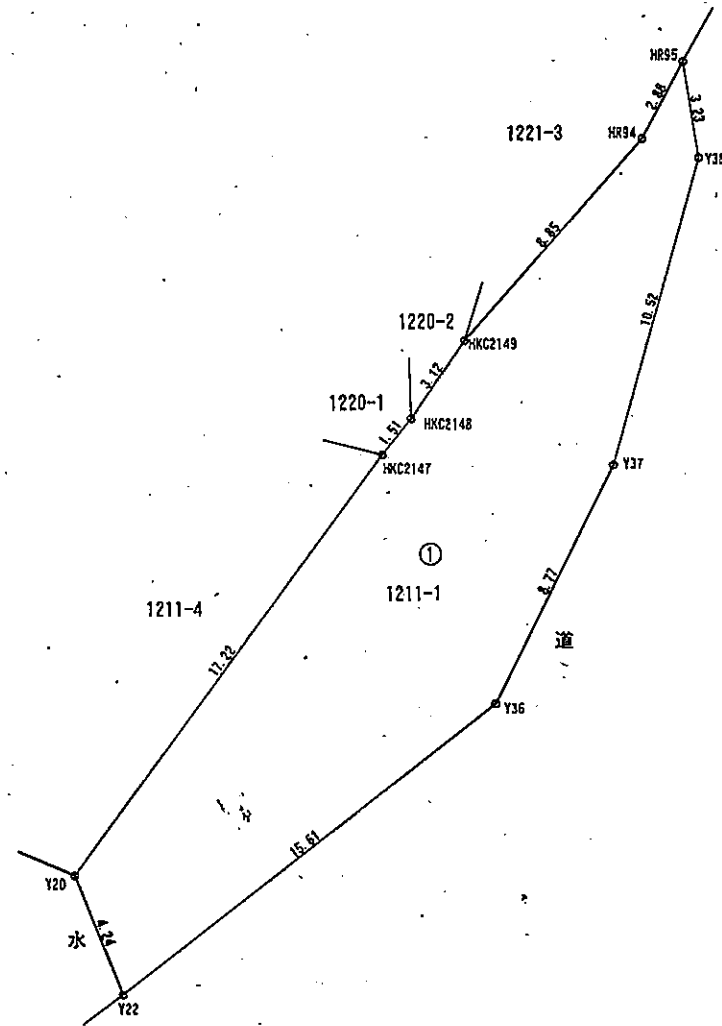
令和五年二月十四日

# 実測平面図

大竹市御園二丁目 1211番1



縮尺 S=1:250



地番		1211-1		
① 収用しようとする土地				
測点	標識	X座標	Y座標	辺長
Y20	コンクリート杭	-195931.206	4305.352	4.24
Y22	木杭	-195935.147	4306.933	15.61
Y36	木杭	-195925.564	4319.262	8.77
Y37	木杭	-195917.704	4323.169	10.52
Y38	木杭	-195907.570	4326.008	3.23
HR95	金属鋸	-195904.378	4325.505	2.88
HR94	金属鋸	-195906.930	4324.153	8.85
HKC2149	コンクリート杭	-195913.573	4318.292	3.12
HKC2148	コンクリート杭	-195916.146	4316.510	1.51
HKC2147	コンクリート杭	-195917.330	4315.563	17.22
倍面積			372.482505	
面積			186.2412525	
地積			186.24	m <sup>2</sup>

・収用しようとする土地の面積  
① 186.24m<sup>2</sup>

凡 例	
	収用しようとする土地
	使用しようとする土地